

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画西貫二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称		西貫二丁目地区地区計画		
位 置		北九州市小倉南区西貫二丁目及び上貫二丁目地内		
面 積		約2.3ha		
地区計画の目標		<p>当地区は、本市の都心小倉駅前市街地の南東約8.5キロメートルに位置し、地区の北側は文化記念公園に隣接した丘陵地にある。</p> <p>近年、当地区一帯は、郊外住宅地として市街化が進められてきたが、国道10号曾根バイパスが開通したことにより、さらに交通至便な住宅適地として市街化が見込まれる地区である。</p> <p>そこで、地区計画を策定することにより、無秩序な開発を防止し、良好な居住環境の形成と保全を目指す。</p>		
び 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の方針	周辺環境と調和した良好な低層戸建住宅地としての土地利用を図る。		
	地区施設の整備の方針	地区施設として、区画道路(幅員7.5m)及び公園を適切に配置する。		
	建築物等の整備の方針	低層戸建住宅地としての良好な居住環境を形成するため建築物の用途を制限する他、必要な規制・誘導を図る。		
地区 整備 計画	地区施設の配置及び規模	道 路	幅員 7.5m 延長 約415m	
		公 園	約700㎡ 1ヶ所	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 2住戸の共同住宅</p> <p>3 住宅で次の用途を兼ねるもの</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>4 地区集会所又は診療所</p> <p>5 前各号の建築物に付属するもの</p>	
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡(ただし、地区集会所、集中管理プロパン庫用敷地を除く)	
		建築物等の高さの最高限度	9m	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又は屋根の色彩は刺激的な原色を避け、落ち着いた色調若しくは明るい色調にするものとする。	
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 生垣</p> <p>2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なフェンス等を設けたもの</p>			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成元年12月11日告示 第374号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 西貫二丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



計画図



凡例	
	地区計画区域
	地区施設(道路)
	地区施設(公園)

駐車場